附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

（国民健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

2　この政令の施行の日前に行われた療養に係る国民健康保険法施行令第二十九条の二の規定による高額療養費及び同令第二十九条の四の二の規定による高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

総務大臣　野田　聖子
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

告示

○金融庁告示第十二号

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第九十三条及び第九十四条の規定に基づき、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年金融庁告示第六十九号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成三十年三月十六日

金融庁長官　森　信親

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（指定国際会計基準） **第三条**　指定国際会計基準（規則第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。）は、国際会計基準であって、平成二十九年十二月三十一日までに国際会計基準審議会の名において公表が行われた別表二に掲げるものとする。 （修正国際基準） **第四条**　修正国際基準（規則第九十四条に規定する修正国際基準をいう。）は、平成二十九年十二月三十一日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）であって、次に掲げるものとする。 ［一・二　略］	（指定国際会計基準） **第三条**　指定国際会計基準（規則第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。）は、国際会計基準であって、平成二十九年六月三十日までに国際会計基準審議会の名において公表が行われた別表二に掲げるものとする。 （修正国際基準） **第四条**　修正国際基準（規則第九十四条に規定する修正国際基準をいう。）は、平成二十九年六月三十日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）であって、次に掲げるものとする。 ［一・二　同上］
備考　表中の「［　］」の記載は注記である。	

○外務省告示第百九号

昭和五十三年二月十七日にロンドンで作成された「千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書」の締約国につき、平成三十年一月三十一日現在で、次のとおり追加があった（平成二十四年十月二日外務省告示第三百三十四号よりの追加）。

平成三十年三月十六日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

締約国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
トルコ共和国	平成二十五年九月三日	平成二十五年十二月三日
コンゴ共和国	平成二十六年五月十九日	平成二十六年八月十九日
ケニア共和国	平成二十七年七月七日	平成二十七年十月七日

○外務省告示第百十号

昭和六十三年十一月十一日にロンドンで作成された「千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百八十八年の議定書」の締約国につき、平成三十年一月三十一日現在で、次のとおり追加があった（平成二十八年四月八日外務省告示第百十七号よりの追加）。

平成三十年三月十六日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

締約国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
クック諸島	平成十五年六月三十日	平成十五年九月三十日
ニウエ	平成二十四年六月二十七日	平成二十四年九月二十七日
アラブ首長国連邦	平成二十九年九月二十七日	平成二十九年十二月二十七日
イラク共和国	平成二十九年十一月二日	平成三十年二月二日
インドネシア共和国	平成二十九年十一月二十八日	平成三十年二月二十八日

○農林水産省告示第五百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年三月十六日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県豊田市大沼町後庵三の一、二八、二九の一から二九の三まで、二九の五、三〇、三一の一から三一の四まで、三二の一、三三の一、三三の二、三七、五一の二、七四の三、九四の二、九四の四、九四の五、源太洞一三の三（次の図に示す部分に限る。）、一〇の二、一四の四、**餅洗**一の三、一の五、三の二、三の三、六の三、一一の三、一六の四、一七の四、二二の五、二二の六、二五の二、二五の三、滝坂一の二、二の二、三の二、三の三、四の五、四の六、一三の一から一三の三まで、一三の六、一三の一五、一三の一七から一三の二四まで、二〇の二、二二の一から二二の四まで、二三、二四の三、二七の二、二八の二、三〇、三二の二、三四の三、三四の四、三四の七、八沢五〇の二（次の図に示す部分に限る。）、五の一六、二二の一、二二の二、二三、二四、二五の一から二五の三まで、二六から二八まで、三〇、三二の二から三二の五まで、三三、五〇の一、五一、五一の一、九六の二から九六の四まで、九六の一一から九六の二一まで、一一六、一一七、二本松二の二、二の三、四の二、六、八、一一の二から一一の五まで、一七の三、一七の八、一八の二、一九の二、**芦**ケ入上四の二、六の二、六の三、七の三、一三の二、**芦**ケ入中一の一（次の図に示す部分に限る。）、一の二、一の三、五の二、六の二、六の三、七、九、一一の三、一一の四、一二、一四の二、一五、一五の三、一八の二、二二の三から二二の五まで、二三の二、二四の二、二七の二、二七の三、二七の八、二七の一六、二七の四九から二七の五二まで、二七の六一、二九の三、二九の四、二九の六、二九の八、二九の九、二九の一五、二九の二四、二九の二五、三〇の二、三〇の三、三二の三、三二の四、三三の八、三四の三、三五の二、三六の四、三八の六、三八の七、四三の七、**芦**ケ入下切三の三、三の四、六の三、六の四、九の六から九の一〇まで、一一の三、一一の五から一一の七まで、一二の三から一三の四まで、